

平成30年 3 月12日提出

平成30年2月市議会定例会

追加議案

議案第35号 ～ 議案第38号

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第35号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1
議案第36号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3
議案第37号	川根地区広域施設組合の解散について	4
議案第38号	川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分について	5

条 例 そ の 他

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年3月12日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第36号

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年3月12日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

島田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年島田市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島田市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた島田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第37号

川根地区広域施設組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、川根本町との協議により、平成30年3月31日をもって川根地区広域施設組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月12日提出

島田市長 染 谷 絹 代

議案第38号

川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、川根本町との協議により、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月12日提出

島田市長 染 谷 絹 代

川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議書（案）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 処分する財産は、川根本町及び島田市の共有とし、持分比率は建設費償還金の負担割合とする。

（1）土地 （内訳は別紙 1 のとおり）

区 分	所 在 地	面積（㎡）	持分比率（%）	
			川根本町	島田市
汚泥処理施設	榛原郡川根本町久野脇 1054 番 8 ほか 13 筆	11,892	63.94	36.06

（2）建物 （内訳は別紙 2 のとおり）

区 分	構 造	延床面積（㎡）	持分比率（%）	
			川根本町	島田市
汚泥処理施設	鉄筋コンクリート造 地上 2 階、地下 1 階	1,918	63.94	36.06

（3）施設機器類 （内訳は別紙 3 のとおり）

区 分	種 類	持分比率（%）	
		川根本町	島田市
汚泥処理施設	汚泥処理設備一式	63.94	36.06

（4）備品 （内訳は別紙 4 のとおり）

区 分	種 類	持分比率（%）	
		川根本町	島田市
汚泥処理施設	汚泥処理施設備品一式	63.94	36.06

平成 年 月 日

川 根 本 町 長 鈴 木 敏 夫

島 田 市 長 染 谷 絹 代

(別紙1) 土地の詳細

番号	物件	大字	地番	地目	地積 (m ²)
1	土地	久野脇	1054番8	畑	323.00
2	土地	久野脇	1056番1	畑	780.00
3	土地	久野脇	1056番2	山林	578.00
4	土地	久野脇	1041番4	公衆用道路	23.00
5	土地	久野脇	1054番9	宅地	601.00
6	土地	久野脇	1054番10	宅地	842.00
7	土地	久野脇	1054番11	宅地	105.00
8	土地	久野脇	1054番12	宅地	4,008.00
9	土地	久野脇	1054番14	宅地	1,763.00
10	土地	久野脇	1054番15	池沼	565.00
11	土地	久野脇	1054番19	山林	1,191.00
12	土地	久野脇	1055番1	畑	694.00
13	土地	久野脇	1060番3	公衆用道路	195.00
14	土地	久野脇	1060番4	公衆用道路	224.00
	久野脇1054番8ほか13筆				11,892.00

(別紙2) 建物

名称	所在地	用途	延床面積 (m ²)
クリーンピュア 川根	榛原郡川根本町久野脇 1054番8ほか13筆	汚泥処理施設	1,918

(別紙3) 施設機器類の詳細

番号	区 分	数量	配 置 場 所
1	汚泥処理設備	一式	処理棟内
2	受入貯留設備	一式	処理棟内
3	主処理設備	一式	処理棟内
4	高度処理・消毒放流設備	一式	処理棟内
5	脱臭設備	一式	処理棟内
6	取排水設備	一式	処理棟内
7	配管	一式	処理棟内
8	弁類	一式	処理棟内
9	盤類	一式	処理棟内
10	高圧引込設備	一式	処理棟内
11	動力設備	一式	処理棟内
12	照明設備	一式	処理棟内
13	弱電設備	一式	処理棟内
14	自動火災報知設備	一式	処理棟内
15	計装設備	一式	処理棟内

(別紙4) 備品の詳細

番号	区 分	数量	配 置 場 所
1	事務室事務机	3	1階事務室
2	事務室事務椅子	3	1階事務室
3	下駄箱	2	玄関
4	玄関傘立て	1	玄関
5	中央監視室事務机	3	2階中央監視室
6	中央監視室事務椅子	3	2階中央監視室
7	事務室応接セット	1	1階事務室
8	会議室研修用机	10	2階会議室
9	会議室研修用椅子	40	2階会議室
10	作業員室木製机	2	2階作業員控室
11	事務室他ホワイトボード	3	1階事務室、2階中央監視室、焼却炉室
12	事務室他掲示板	3	1階事務室、2階中央監視室、休憩室
13	会議室ホワイトボード	1	2階会議室
14	機械室工具収納箱	3	処理棟内
15	更衣室ロッカー	5	更衣室
16	機械室掃除用具一式(ロッカー共)	2	処理棟内
17	会議室椅子収納棚	4	2階会議室
18	会議室移動式ワイヤレスマイクセット	1	2階会議室
19	事務室他テレビ・ビデオ	2	1階事務室、2階会議室
20	中央監視室保管庫	1	2階中央監視室
21	事務室保管庫	2	1階事務室
22	書庫書類整理棚	7	1階事務室、2階中央監視室
23	洗濯機	1	シャワー室
24	冷蔵庫	1	給湯室
25	業務用掃除機	2	処理棟内
26	運転管理用パーソナルコンピュータ	1	2階中央監視室
27	中央監視室長机	1	2階中央監視室

